

新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する 附帯決議（令和三年二月三日 参議院内閣委員会）

第二十四 現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大までに生じた検査、保健所、医療の諸課題を分析し、今後の感染拡大を最大限に封じ込めるとともに再度の感染拡大が生じた場合に対応可能な検査、保健所、医療提供体制を計画的に確保するため、国としての基本的な方針を示すとともに都道府県等の計画的取組の実施状況を的確に把握し、地域における対策の実効性を確保するために徹底したP D C Aサイクルに基づき必要な措置を講ずること。また、これらの国及び都道府県等の対策の実施状況について適時に公表すること。

倫理規程に違反する疑いがある会食一覧（令和3年2月22日時点で確認できた事実関係）

整理番号	職員（現官職）	会食時の利害関係	会食時の官職	年月日	参加者	会食の趣
1	谷脇康彦（総務審議官）	○	総務審議官	令和2年10月7日	三宮、三上、木田、菅	意見交換
2		×	総合通信基盤局長	令和元年10月23日	二宮、三上、木田、菅	懇親会
3				令和元年6月6日	三上、木田、菅	懇親会
4				平成30年10月9日	二宮、木田、菅、他2名	懇親会
5	吉田真入（総務審議官）	○	総務審議官 ※1	令和2年12月8日	木田、菅	懇親会
6			情報流通行政局長	令和2年1月24日	木田、菅	新年会
7			大臣官房総括審議官 ※2	平成29年10月18日	木田	懇親会
8			大臣官房審議官	平成28年12月14日	木田	忘年会
9				平成28年8月8日	木田、菅	暑気払い
10	秋本芳徳（大臣官房付）	○	情報流通行政局長	令和2年12月10日	木田、菅	懇親会
11				令和2年7月30日	木田、菅、他1名	暑気払い
12		×	総合通信基盤局電気通信事業部長	平成31年2月14日	木田、菅、（湯本）	新年会
13				平成30年11月29日	木田	忘年会
14				平成29年5月26日	木田、他1名	懇親会
15				平成28年11月28日	木田、菅	忘年会
16	平成28年7月20日	木田、菅	懇親会			
17	湯本博信（大臣官房付）	○	大臣官房審議官	令和2年12月14日	木田、菅	忘年会
18			情報流通行政局総務課長	令和元年11月27日	木田、菅	忘年会
19		×	情報流通行政局放送政策課長	平成31年2月14日	木田、菅、（秋本）	新年会
20	玉田康人（大臣官房総務課長）	○	内閣官房内閣参事官	平成31年1月23日	木田	新年会
21	豊嶋基暢（情報流通行政局情報通信政策課長）	×	情報流通行政局放送政策課長	令和元年11月28日	木田	忘年会
22				令和元年8月1日	木田	暑気払い
23	井幡晃三（情報流通行政局放送政策課長）	○	情報流通行政局放送政策課長 ※	令和2年8月12日	木田	暑気払い
24			情報流通行政局地上放送課長 ※	令和元年12月19日	木田、菅、（吉田恭）	忘年会
25				令和元年8月30日	三上、菅、（吉田恭）	懇親・情報交
26				令和元年8月27日	木田	暑気払い
27			情報流通行政局衛星・地域放送課長	平成31年2月6日	木田	新年会
28	吉田恭子（情報流通行政局衛星・地域放送課長）	○	情報流通行政局衛星・地域放送課長	令和2年8月5日	三上	情報交換
29				令和元年12月19日	木田、菅、（井幡）	忘年会
30				令和元年11月29日	三上、他1名、（職員）	懇親会
31				令和元年9月3日	木田、（職員）	暑気払い
32				令和元年8月30日	三上、菅、（井幡）	懇親・情報交
33	課長級職員（大臣官房付）	×	（情報流通行政局）	平成30年9月19日	三上、他4名	合同懇親会後次会
34	三島由佳（情報流通行政局情報通信作品振興課長）	○	情報流通行政局情報通信作品振興課長 ※	令和元年8月22日	木田、他1名	暑気払い
35	奈良俊哉（内閣官房内閣審議官）	○	大臣官房総括審議官 ※	令和元年12月17日	木田、菅	忘年会
36			大臣官房審議官	平成30年12月12日	木田	忘年会
37	課長補佐級職員（出向中）	○	（情報流通行政局）	令和元年11月29日	三上、他1名、（吉田恭）	懇親会
38				令和元年9月3日	木田、（吉田恭）	暑気払い

東北新社の外資比率等について

- | | | |
|---------------------|--|-------|
| 2015年（H27）3月31日時点 | <u>外国人等の比率 20.55%</u> | 21.08 |
| ① 2016年（H28）3月31日時点 | <u>外国人等の比率 20.28%</u> | |
| ② 2016年（H28）9月30日時点 | <u>外国人等の比率 19.96%</u> | 20.75 |
| ③ 2016年（H28）10月17日 | <u>東北新社 BS4K 衛星基幹放送事業者 申請</u> | |
| ④ 2017年（H29）1月24日 | <u>東北新社 BS4K 衛星基幹放送事業者認定</u> | |
| ⑤ 2017年（H29）3月31日時点 | <u>外国人等の比率 21.23%</u> | 22.08 |
| ⑥ 2017年（H29）7月28日 | 関連3チャンネルの東北新社への地位承継の公表 | |
| ⑦ 2017年（H29）8月16日 | <u>東北新社への地位承継を中止</u> 。東北新社及び関連3チャンネルの子会社等への地位承継の決定の公表 | |
| ⑧ 2017年（H29）9月1日 | 東北新社メディアサービス 設立 | |
| ⑨ 2017年（H29）9月5日 | <u>東北新社メディアサービスへの地位承継</u> の公表
「BS4K 衛星基幹放送事業者の地位承継」 | |
| ⑩ 2017年（H29）9月11日 | 東北新社メディアサービス 地位承継認可申請 | |
| ⑪ 2017年（H29）9月30日時点 | <u>外国人等の比率 22.21%</u> | 23.10 |
| ⑫ 2017年（H29）10月13日 | <u>東北新社メディアサービスへの衛星基幹放送事業者の地位の承継の総務大臣認可</u> | |
| ⑬ 2018年（H30）3月31日時点 | <u>外国人等の比率 22.28%</u> | 23.17 |
| 2019年（H31）3月31日時点 | <u>外国人等の比率 22.03%</u> | |
| 2020年（R2）3月31日時点 | <u>外国人等の比率 22.39%</u> | |

○放送法（抄）

（昭和二十五年五月二日法律第百三十二号）

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
- 四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。
 - イ 基幹放送事業者
 - ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者
 - ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者
- 五 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。
- 六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。
 - イ 日本の国籍を有しない人
 - ロ 外国政府又はその代表者
 - ハ 外国の法人又は団体
 - ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの
 - ホ 法人又は団体であつて、（一）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により（二）に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（ニに該当する場合を除く。）
 - （一） イからハまでに掲げる者
 - （二） （一）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
 - へ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ト 第百三条第一項又は第百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ヌ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいずれかに該当する者であるもの
- 2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 基幹放送の種類
 - 三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称
 - 四 希望する放送対象地域

■放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

（承継）

第九十八条（略）

2 認定基幹放送事業者が基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、又は認定基幹放送事業者たる法人が合併若しくは分割（基幹放送の業務を行う事業を承継させるものに限る。）をしたときは、当該事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定基幹放送事業者の地位を承継することができる。

3～5（略）

6 第九十三条第一項の規定は、第二項及び第三項の認可に準用する。

（認定の取消し等）

第百三条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号（トを除く。）に掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は認定基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたときは、その認定を取り消さなければならない。

2（略）

第百四条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに、基幹放送の業務を引き続き六月以上休止したとき。
- 二 不正な手段により、第九十三条第一項の認定、第九十六条第一項の認定の更新又は第九十七条第一項の許可を受けたとき。
- 三 第九十三条第一項第五号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。
- 四 第百七十四条の規定による命令に従わないとき。
- 五 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたとき。

東北新社、スカパー・エンターテイメントなどとの事業承継で吸収分割承継会社のスキームを見直し

2017/8/16 15:55 | 日本経済新聞 電子版

発表日:2017年8月16日

当社並びに株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び

株式会社ファミリー劇場の吸収分割契約締結（簡易吸収分割）中止に関するお知らせ

当社は、平成29年7月28日付開示いたしました「当社並びに株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場の吸収分割契約締結（簡易吸収分割）に関するお知らせ」に関し、本日中止することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 中止となる簡易吸収分割の要旨

(1) 日程

吸収分割契約承認取締役会決議日:平成29年7月28日

吸収分割契約締結:平成29年8月2日

吸収分割の実施予定日（効力発生日）:平成29年9月17日（予定）

(2) 方式

当社を吸収分割承継会社とし、株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場を吸収分割会社とする吸収分割です。

2. 中止の理由

当社は株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場が実施している東経110度CSデジタル放送事業における衛星基幹放送事業者の地位を、吸収分割の方法により承継すべく作業を進めてまいりましたが、経営効率の向上の観点から再検討した結果、当社子会社もしくは関連会社を吸収分割承継会社とすべくスキームを見直すこととなったため、中止することにいたしました。

以上

6

出典:『日経新聞 電子版 2017/8/16』より小西洋之事務所作成
令和3年3月19日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

⑤

決裁・供覧

件名	放送法第98条第2項に基づく認定基幹放送事業者の地位の承継について (株式会社東北新社メディアサービス)			文書番号		
				総情衛50		
伺い文	別紙1参照					
起案	起案日	平成29年10月4日		受付日		
	部署	総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課		決裁	決裁処理期限日	平成29年10月13日
					決裁日	平成29年10月13日
	起案者	木村 美穂子		施行	施行処理期限日	
					施行日	
	連絡先	[REDACTED]		行	施行先	
					施行者	
	大分類	衛星放送・基幹放送に係る許認		取扱	上の注意	
	中分類	平成29年度放送法に基づく許				
	名称(小分類)	別紙2参照				
取扱区分	秘密区分	指定無し		格付け	機密性格付け	1
	秘密期間終了日			保存	取扱制限	
	指定事由				行政文書保存期間	5年
				保存期間満了時期	令和5年3月31日	
決裁・供覧欄						
備考欄	情衛23、24 10月13日決裁期限					

	情報流通行政局 山田 真貴子 (局長) 【済】
	情報流通行政局 奈良 俊哉 (審議官) 【済】
	情報流通行政局 総務課 鈴木 信也 (課長) 【済】
	情報流通行政局 総務課 吉田 弘毅 (統括補佐) 【済】
	情報流通行政局 総務課 総括係 櫻井 真一 (係長) 【済】
	情報流通行政局 放送技術課 坂中 靖志 (課長) 【済】
	情報流通行政局 放送技術課 梅城 崇師 (課長補佐) 【済】
決	情報流通行政局 放送技術課 政策係 色部 俊昭 (係長) 【済】
裁	情報流通行政局 衛星・地域放送課 井幡 晃三 (課長) 【済】
	情報流通行政局 衛星・地域放送課 三島 由佳 (企画官) 【済】
	情報流通行政局 衛星・地域放送課 佐藤 栄一 (課長補佐) 【済】
供	情報流通行政局 衛星・地域放送課 広瀬 賢太郎 (課長補佐) 【済】
覧	情報流通行政局 衛星・地域放送課 岸田 浩輝 (係長) 【済】
欄	情報流通行政局 衛星・地域放送課 浅井 正史 (係長) 【済】
	情報流通行政局 衛星・地域放送課 安倍 祥文 (係長) 【済】
	情報流通行政局 衛星・地域放送課 大島 徹也 (係員・官) 【同報】
	情報流通行政局 放送技術課 樋口 海里 (係員・官) 【同報】
	情報流通行政局 総務課 海老原 拓朗 (係員・官) 【同報】
	情報流通行政局 総務課 奥山 英行 (係員・官) 【同報】
	情報流通行政局 総務課 総括係 北島 弘崇 (主任) 【同報】

標記について、株式会社東北新社メディアサービス（代表取締役社長 木田由紀夫。以下「申請者」という。）から放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第98条第2項に基づき、認定基幹放送事業者の地位の承継について申請があった。

申請者及び当該承継申請に係る分割当事者（以下「分割当事者」という。）の概要は別紙1、承継申請の概要は別紙2のとおりであり、法第98条第6項が準用する法第93条第1項の規定に基づき審査した結果、別紙3のとおり同項各号のいずれにも適合しているものと認められる。ついては、法第98条第2項に基づき、案の1により認可することとしたい。

併せて、法第99条及び放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第80条第2項の規定に基づき、案の2により認定証を訂正の上、交付することとしたい。

（副申）

- 1 申請書類は大部のため起案者保存とし、別添として申請書の一部の写しを添付する。
- 2 現在、法第93条第1項に基づき、分割当事者のうち株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場は東経110度CSデジタル放送（テレビジョン放送（デジタル放送））。スカパー・エンターテイメントは8番組（うち2番組については、廃止届を受理済み。）、スーパーネットワーク及びファミリー劇場は各1番組）、株式会社東北新社はBSデジタル放送（超高精細度テレビジョン放送1番組）の衛星基幹放送の業務の認定をそれぞれ受けているところ。今般、衛星基幹放送事業運営上の効率化等を目的とし、上記のうち各社1番組ずつを吸収分割することとし、申請者に衛星基幹放送事業者の地位の承継を行うものである。

伺
い
文